

令和7年第2回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月27日(木) 午後4時15分から午後4時57分
2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室
3. 出席委員 (10人)

10番 善岡 浩樹 (会 長)	7番 松田 力 (会長代理)	
1番 永井 稔	2番 高田 秋光	3番 山外 明人
4番 植松 春雄	5番 川島 史伸	6番 澤田 正人
8番 川瀬 崇	9番 藤崎 正雄	
4. 欠席委員 (0人)
5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	山外 明人 植松 春雄
第 2	会議書記の指名	長谷局長、滝上推進員、清水野主事
第 3	農政報告	参 与 續木課長
第 4	会務報告	事務局 長谷局長
第 5	議事参与の制限	なし
第 6	報告第5号	農業者年金 (旧制度・老齢年金) 裁定請求の進達について
第 7	報告第6号	農業者年金 (新制度・老齢年金) 裁定請求の進達について
第 8	報告第7号	農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
第 9	報告第8号	農地所有適格法人の設立について
第10	議案第4号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
第11	議案第5号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規程による農用地利用集積計画の決定について
6. 農業委員会事務局職員
長谷育男事務局長・滝上和昭農地推進員・清水野梨希主事
7. 参与
續木敬子産業課長

事務局長(長谷)	<p>みなさんお疲れ様です。</p> <p>本日は全委員が出席しており定足数に達しておりますので、只今から令和7年 第2回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>それでは、善岡会長よりご挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (善岡)	<p>大変ご苦勞様です。水田政策（水活・畑地化）の見直し方向が徐々に明らかになってきましたが、まだまだ不透明な部分があり大変心配をしているところでもあります。今後の情報については皆さんにもお知らせをしたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。また、除雪作業が始まっていますが、事故の無いよう機械の操作には十分注意をして除雪作業を進めてもらいたいと思います。</p> <p>それでは、これより令和7年 第2回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長 (会長)	<p>日程第1 会議録 署名委員の選出について 山外委員・植松委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、長谷事務局長 滝上農地推進員 清水野主事 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 續木産業課長お願いします。</p>
参与 (續木)	<p>みなさんお疲れ様です。2月の農政報告を申し上げます。</p> <p>先般開催された北竜町農業振興協議会（農業再生協議会）において承認頂きました令和7年産うるち米生産調整、輸出用米・加工用米販売単価の増額について、うるち米生産の目安未達の場合の水張転作の優先順位の変更について（各資料により説明）報告、次に畑地化促進事業について（資料により説明）報告。</p> <p>以上農政報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>会務報告 4ページをお開き下さい。</p>

【4 ページ朗読】

議 長

日程第5 議事参与の制限について
議事参与の制限はありません。

それではこれより、報告4件、議案2件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第5号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の
進達について、日程第7 報告第6号 農業者年金（新制度・老齢
年金）裁定請求の進達について、関連がありますので、一括で事務局
より説明願います。

事務局長

5 ページをお開き下さい。

報告第5号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達に
ついて

平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み
替えられて、なおその効力を有する者とされた旧法施行規則第26条の
規定に基づき、別紙の者に係る旧老齢者年金裁定請求書を進達したので
報告する。

令和7年2月27日提出

続きまして、7 ページをお開き下さい。

報告第6号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達に
ついて

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、別紙
の者に係わる農業者老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和7年2月27日提出

6 ページ、8 ページをそれぞれご覧下さい。

満65歳到達による新旧老齢年金裁定請求書を受理し、令和7年2月
3日農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。

（旧制度）については6 ページ 番号 86

（新制度）については8 ページ 番号 154

受給権者の氏名、住所、生年月日、年金の加入期間等については記載

のとおりです。
以上で報告を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

日程第8 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について、事務局より説明願います。

事務局長

9ページをお開き下さい。
報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

農地法第3条の3第1項の規定による、相続により権利を取得した旨の届け出を別紙のとおり受けたので報告する。

令和7年2月27日提出

次のページをご覧ください。

受理番号 7-1 相続

権利取得者

権利移譲者

が令和6年10月17日に亡くなられ、相続をしました。

土地の所在は恵岱別23番地3、外7筆です。

田が6筆、畑が2筆で合計面積 42,457.00 m²です。

土地の所在は資料1～2ページに航空写真を添付しておりますので、ご参照下さい。

以上で報告を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

次に日程第9 報告第8号 農地所有適格法人の設立について、

説明願います。

事務局長

11ページをお開き下さい。
報告第8号 農地所有適格法人の設立について

農地所有適格法人の設立届出があったので別紙の通り報告する。

令和7年2月27日提出

次のページをご覧ください。

新規設立農地所有適格法人一覧のとおり「XXXXXXXXXX」から
設立の届出がありました。法人名称及び所在地、設立年月日、事業目的、
法人の構成員、役員につきまして、資料3～4ページに履歴事項全部
証明書を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。
以上で説明を終わります。

議長

このことについて、ご質問等ありますか。

委員

【質疑なし】

議長

次に日程第10 議案第4号 農地法第18条第6項の規定による
合意解約について、事務局より説明願います。

事務局長

13ページをお開き下さい。
議案第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

農地法第18条第6項の規定により、合意解約のあった、別紙の件に
ついて議決を求める。

令和7年2月27日提出

次のページをご覧ください。

番号 7-2 合意解約

貸主 XXXXXXXXXX

借主 XXXXXXXXXX

土地の所在は和50番地4 畑が2筆
面積が 1,227.00 m²です。

資料5ページに航空写真があり、水色の箇所が該当となりますので
ご参照下さい。
以上で説明を終わります。

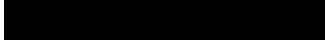
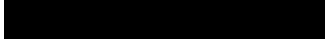
議長 このことについて、ご質問等ありますか。

委員 【質疑なし】

議長 それでは採決いたします。
番号7-2承認される方は、挙手願います。

委員 【全員挙手】

議長 番号7-2について承認いたします。
次に番号 7-3について説明願います。

事務局長 15ページをお開き下さい。
番号 7-3 合意解約
貸主 
借主 
土地の所在は和50番地3 外6筆、
田が7筆で、面積が 23,685.00 m²です。
資料5ページに航空写真があり、黄色の箇所が該当となりますので
ご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長 ご質問等ありますか。

委員 【質疑無し】

議長 採決いたします。7-3承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号7-3について承認いたします。
次に番号 7-4について説明願います。

事務局長

16～17ページをご覧ください。
番号 7-4 合意解約
貸 主 [REDACTED]
借 主 [REDACTED]
土地の所在は和44番地2 外26筆、
田が27筆で、面積が 120,329.00㎡です。
資料6～8ページに団地ごとの航空写真がありますが、全体の位置
関係は11ページでご確認願います。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。7-4承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号7-4について承認いたします。
日程第10 議案第4号 農地法第18条第6項の規定による合意
解約については全て承認されました。

次に日程第11 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を
改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化
促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について、
事務局より説明願います。

事務局長

18ページをご覧ください。
議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則

第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和7年2月27日提出

19～20ページをお開き下さい。

番号 7-賃-8

利用権の設定を受ける者

利用権の設定をする者

利用権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間、借賃、支払方法は、記載の通りです。

土地の所在は、美葉牛91番地1 外25筆、

田が25筆、畑が1筆で 面積は 158,365.00 m²となっております。

資料9～10ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑なし】

議長

採決いたします。

番号7-賃-8について、承認とされる方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号7-賃-8について承認といたします。

次に番号7-賃-9について説明願います。

事務局長

21～22ページをお開き下さい。

番号 7-賃-9

利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定をする者 [REDACTED]
利用権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間、借賃、支払方法は、記載の通りです。
土地の所在は、和44番地2 外26筆、
田が27筆で 面積は 120,329.00 m²となっております。
土地の所在は資料1 1 ページの航空写真をご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑なし】

議長

採決いたします。
番号7-賃-9について、承認とされる方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号7-賃-9について承認といたします。
次に番号7-賃-10について説明願います。

事務局長

23ページをお開き下さい。
番号 7-賃-10
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定をする者 [REDACTED]
利用権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間、借賃、支払方法は、記載の通りです。
土地の所在は、和50番地3 外6筆、
田が7筆で 面積は 23,685.00 m²となっております。
資料1 2 ページの航空写真にて、土地の所在を黄色く着色しております
のでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑なし】

議 長

採決いたします。

番号7-賃-10について、承認とされる方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号7-賃-10について承認といたします。

次に番号7-賃-11について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 7-賃-11

利用権の設定を受ける者



利用権の設定をする者



利用権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間、借賃、支払方法は、記載の通りです。

土地の所在は、和50番地4 外1筆、

畑が2筆で 面積は 1,227.00 m²となっております。

資料12ページの航空写真にて、土地の所在を水色に着色しております

のでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑なし】

議 長

採決いたします。

番号7-賃-11について、承認とされる方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議長

番号7-賃-11について承認いたします。
次に番号7-賃-12について説明願います。

事務局長

25～26ページをお開き下さい。
番号 7-賃-12
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定する者 [REDACTED]
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間、借賃、支払方法は、記載の通りです。
土地の所在は、板谷39番地3 外30筆
田が29筆、畑が2筆で、面積 327,684.00㎡です。
資料の13～16ページに航空写真がありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号7-賃-12、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号7-賃-12について承認いたします。
次に番号7-賃-13について説明願います。

事務局長

27ページをお開き下さい。
番号 7-賃-13
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定する者 [REDACTED]
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。

期間、借賃、支払方法は、記載の通りです。
土地の所在は、和49番地6外3筆
田が3筆、畑が1筆で、面積 24,536.00 m²です。
資料の17ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。



議長 ご質問等ありますか。

委員 【質疑無し】

議長 採決いたします。
番号7-賃-13、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員 【全員挙手】

議長 番号7-賃-13について承認いたします。
次に番号7-賃-14について説明願います。

事務局長 次のページをご覧ください。
番号 7-賃-14
利用権の設定を受ける者 
利用権の設定する者 
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間、借賃、支払方法は、記載の通りです。
土地の所在は、恵岱別26番地9
田1筆で、面積 2,679.00 m²です。
資料18ページに航空写真を添付しておりますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長 ご質問等ありますか。

委員 【質疑無し】

議 長

採決いたします。
番号7-賃-14、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号7-賃-14について承認いたします。

日程第11 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定については全て承認といたします。

以上で、令和7年第2回農業委員会総会を終了致します。

議 長

3 番委員

4 番委員
